

第73号議案

東京都台東区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、特別養護老人ホーム竜泉を設置する等のため提出します。

東京都台東区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する
条例

東京都台東区立特別養護老人ホーム条例（平成12年3月台東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中東京都台東区立特別養護老人ホーム三ノ輪の項、東京都台東区立特別養護老人ホーム蔵前の項及び東京都台東区立特別養護老人ホーム千束の項を削り、同表に次のように加える。

東京都台東区立特別養護老人ホーム竜泉	東京都台東区竜泉二丁目10番8号	176人	
--------------------	------------------	------	--

付 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。ただし、東京都台東区立特別養護老人ホーム三ノ輪、東京都台東区立特別養護老人ホーム蔵前及び東京都台東区立特別養護老人ホーム千束に係る部分は、台東区規則で定める日から施行する。